

滝川都市計画用途地域等の変更について
(滝川市決定)

諮問 第1号

滝川都市計画用途地域等の変更について

1 変更内容

【変更箇所図(本町地区)】

① 用途地域の変更

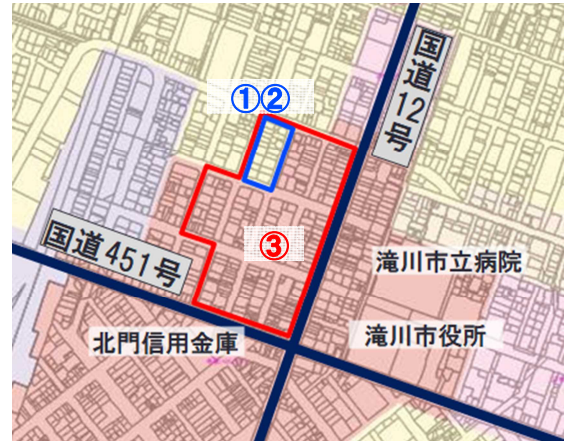
…商業地域としての一体的な整備を図るため、
第一種住居地域に指定されている地域を商業
地域へ変更

② 準防火地域の変更

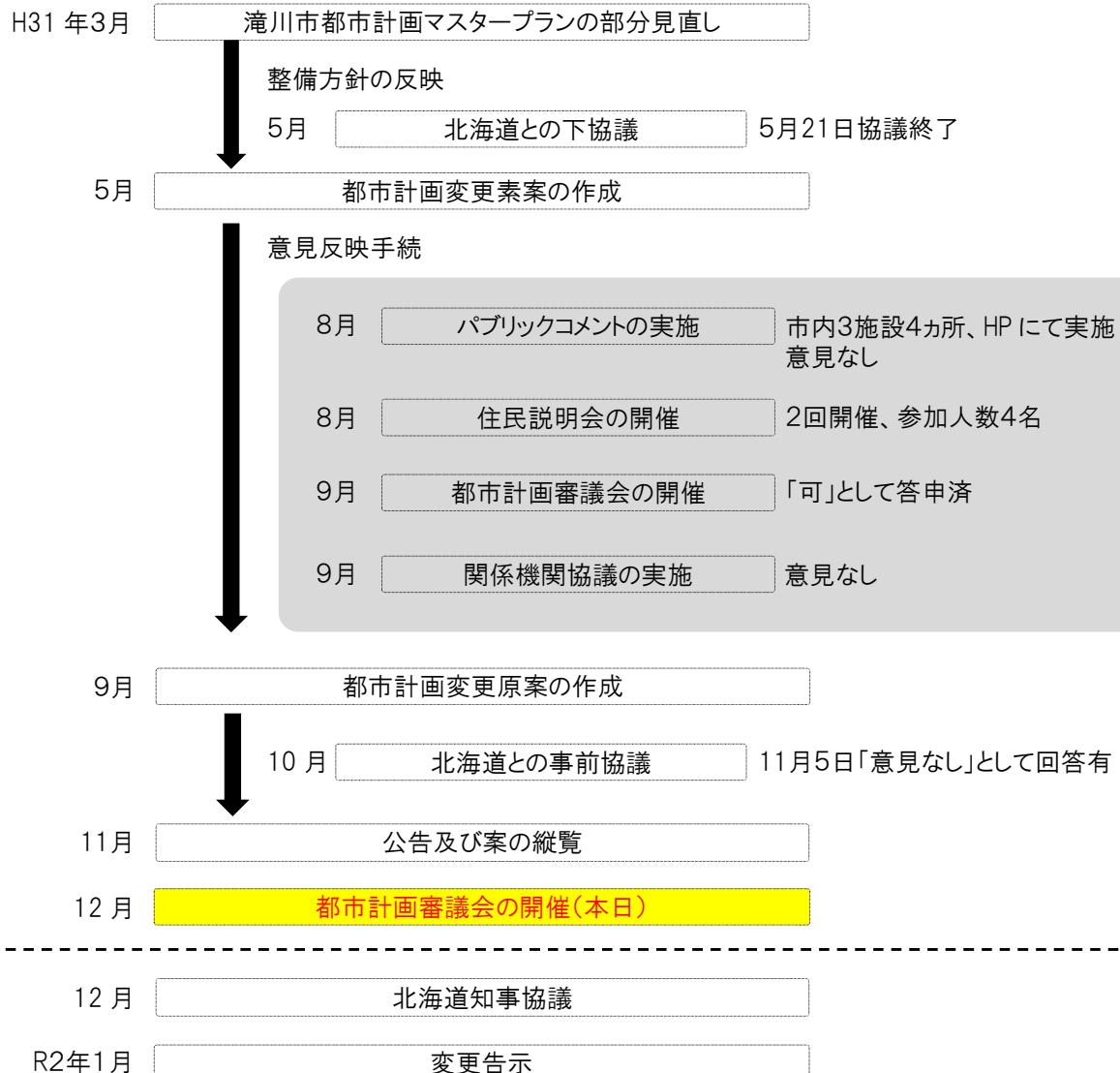
…用途地域を第一種住居地域から商業地域に変
更する区域に新たに準防火地域を指定

③ 特別用途地区の変更

…飲食店の集積が見られる地域について、小規
模な飲食店の集積を図るため大規模集客施設
制限地区を指定



2 変更の流れ



都市計画変更の理由書

1. 案件名

滝川都市計画用途地域の変更（滝川市決定）

2. 都市計画決定経過

本市では、昭和 33 年に用途地域を 909.1ha で当初決定しました。その後、人口増加及び将来の市街地拡大に合わせ、昭和 54 年に 1300.0ha へと拡大し、昭和 63 年には、東滝川地区、平成 2 年には江部乙地区を新規指定したことにより 1618.0ha となりました。

平成 25 年には、人口減少・少子高齢化に備えた集約型の都市づくりである「コンパクトシティ」を基本方針として平成 22 年度に策定した滝川市都市計画マスタープランに位置付けられた土地利用方針を踏まえた用途地域の変更を行い、現在は全 11 種類の用途地域を指定し、面積は 1627.0ha となっています。

3. 都市計画変更の目的

本市では、平成 30 年度に、よりにぎわいと魅力のある中心市街地を目指すため、滝川市都市計画マスタープランの中心市街地の整備方針について、部分的な見直しを行いました。

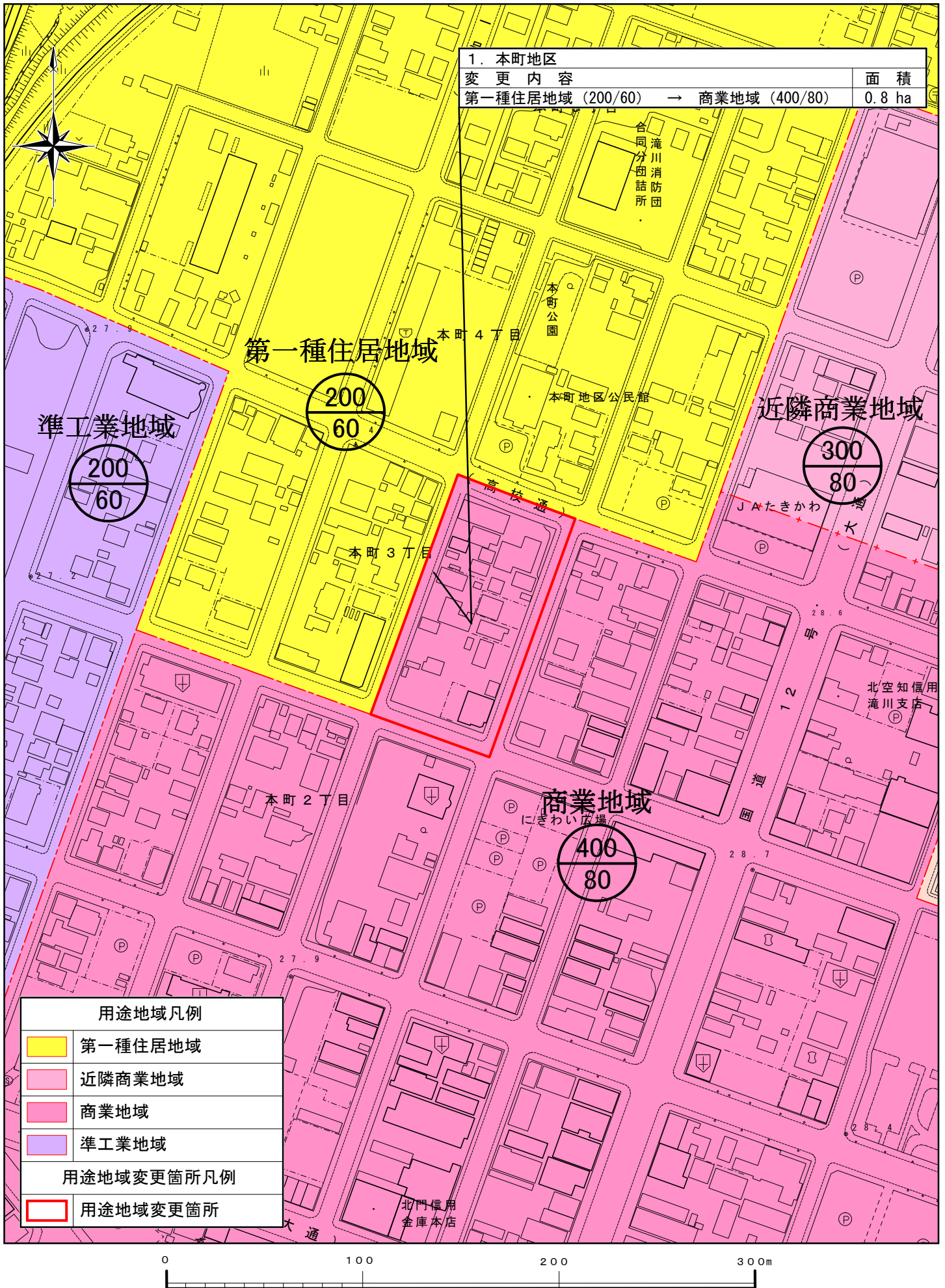
見直しを行った都市計画マスタープランでは、駅前広場の整備により、市内外への移動の利便性が高まり、より暮らしやすくなった駅前周辺へ「居住ゾーン」を集約させるとともに、インバウンドを含めた観光客の増加に伴い、本市を訪れる観光客を呼び込み滞在時間の長期化を図るゾーンとして、中心市街地のうち飲食店の集積が見られる地域に「にぎわいゾーン」を設定しました。

このことにより、「にぎわいゾーン」に今後も多種多様な飲食店の集積を図り、にぎわいある魅力的なエリアを目指すとともに、より良い居住環境が整備された駅周辺エリアへの街なか居住の誘導を推進します。

4. 都市計画変更の内容

中心市街地のうち、国道 12 号の西側かつ国道 451 号の北側にある飲食店の集積が見られるゾーンについて、商業地域としての一体的な整備を図るため、第一種住居地域に指定されている地域について商業地域へ変更を行う。

滝川都市計画 用途地域 変更箇所図



都市計画変更の理由書

1. 案件名

滝川都市計画準防火地域の変更（滝川市決定）

2. 都市計画決定経過

本市では、昭和 38 年に準防火地域を 112.8ha で当初決定し、昭和 47 年には用途地域の変更に伴い、95.1ha と縮小しましたが、人口増加に伴う商業地域及び近隣商業地域の拡大に併せ、昭和 54 年には 99.0ha、平成 2 年には 113.0ha、平成 7 年には 114.0ha に準防火地域を拡大しました。また、平成 25 年には街なか居住を推進する観点から用途地域を見直し、104ha に準防火地域を縮小しました。

○滝川都市計画準防火地域の決定経緯

年月日	告 示	面 積	備 考
昭和38年 5 月28日	建設省告示第1304号	112.8ha	当初決定
昭和47年 5 月20日	滝川市告示第 27号	95.1ha	変更
昭和54年 9 月13日	滝川市告示第 78号	99.0ha	変更
平成 2 年 3 月31日	滝川市告示第 43号	113.0ha	変更
平成 7 年 2 月15日	滝川市告示第 37号	114.0ha	変更
平成25年 4 月 1 日	滝川市告示第 65号	104ha	変更

3. 都市計画変更の目的

本市では、平成 30 年度に、よりにぎわいと魅力のある中心市街地を目指すため、滝川市都市計画マスタープランの中心市街地の整備方針について、部分的な見直しを行いました。

見直しを行った都市計画マスタープランでは、駅前広場の整備により、市内外への移動の利便性が高まり、より暮らしやすくなった駅前周辺へ「居住ゾーン」を集約させるとともに、インバウンドを含めた観光客の増加に伴い、本市を訪れる観光客を呼び込み、滞在時間の長期化を図るゾーンとして、中心市街地のうち飲食店の集積が見られる地域に「にぎわいゾーン」を設定しました。

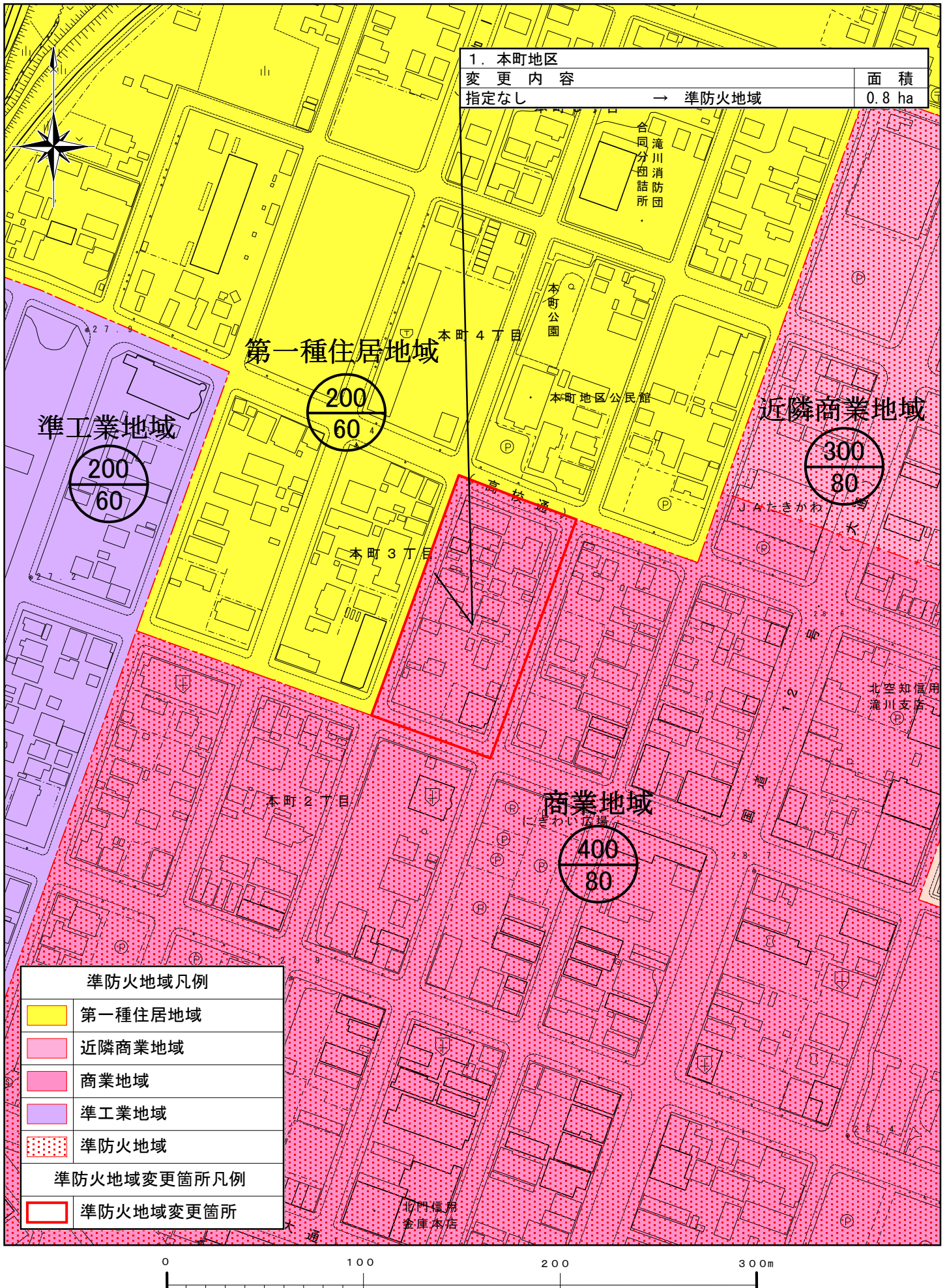
これに伴い、「にぎわいゾーン」において商業地域としての一体的な整備を図るため、第一種住居地域に指定されている地域については商業地域へ変更することとしました。

このことから、用途地域の変更とあわせて準防火地域の変更を行います。

4. 都市計画変更の内容

用途地域を第一種住居地域から商業地域に変更する区域に準防火地域を指定する。

滝川都市計画 準防火地域 変更箇所図



都市計画変更案の理由書

1. 案件名

滝川都市計画特別用途地区の変更（滝川市決定）

2. 都市計画決定経過

本市における特別用途地区の指定は、昭和 54 年に流通団地に「特別工業地区」を 50ha で当初決定し、その後、平成 13 年に部分変更を行っているほか、平成 17 年には研究・研修関連の土地利用増進を目的とした「研究研修地区」の指定が行われている。平成 19 年には、床面積 1 万㎡を超える大規模集客施設の立地を制限する「大規模集客施設制限地区」の指定が行われ、平成 25 年には、店舗等の面積別に立地を制限する「商業業務誘導地区」の指定が行われている。また、平成 28 年には地区計画（ニュータウンせせらぎ）の区域変更に伴い「商業業務誘導地区」の指定が行われている。

○滝川都市計画特別用途地区の決定経緯

年月日	告 示	面 積	備 考
昭和54年 9 月13日	滝川市告示第 79号	50ha	当初決定（特別工業地区の指定）
平成13年11月28日	滝川市告示第 125号	50ha	特別工業地区の変更
平成17年 7 月 1 日	滝川市告示第75-2号	約 25ha	研究研修地区の指定
平成19年12月10日	滝川市告示第 174号	約 144ha	大規模集客施設制限地区の指定
平成25年 4 月 1 日	滝川市告示第 66号	約 767ha	特別工業地区、大規模集客施設制限地区の変更 商業業務誘導地区の指定
平成28年 4 月 1 日	滝川市告示第 54号	約 767ha	商業業務誘導地区の指定

3. 都市計画変更の目的

本市では、平成 30 年度に、よりにぎわいと魅力のある中心市街地を目指すため、滝川市都市計画マスタープランの中心市街地の整備方針について、部分的な見直しを行いました。

見直しを行った都市計画マスタープランでは、駅前広場の整備により、市内外への移動の利便性が高まり、より暮らしやすくなった駅前周辺へ「居住ゾーン」を集約させるとともに、インバウンドを含めた観光客の増加に伴い、本市を訪れる観光客を呼び込み滞在時間の長期化を図るゾーンとして、中心市街地のうち飲食店の集積が見られる地域に「にぎわいゾーン」を設定しました。

このことにより、「にぎわいゾーン」に今後も小規模で多種多様な飲食店の集積を図り、にぎわいある魅力的なエリアを目指すために、「大規模集客施設制限地区」の指定を行い、滝川市都市計画マスタープランで位置付けられた店舗等・大規模集客施設の適正配置方針図を踏まえた、店舗等の面積別の立地規制を図ります。

4. 都市計画変更の内容

中心市街地のうち、国道 12 号の西側かつ国道 451 号の北側にある飲食店の集積が見られるゾーンについて、小規模な飲食店の集積を図るため大規模集客施設制限地区を指定する。

滝川都市計画 特別用途地区 変更箇所図

